

1. 評価書について

(1) 目的

- 事業者の技術力やサービス力などを含めた「成長性・将来性」については、決算書などから、その全てを読み取ることは困難です。
- また、事業計画が未策定であるなど、自らの魅力や強み、成長力を第三者（投資先や融資先、取引業者、就職活動中の学生等）に対し、適切に説明することが難しい事業者も数多く存在しています。
- 特に、創業間もない事業者や小規模企業においては、経営資源が小さいことなどから、大企業と比べ、信頼性等の面において不利な場合があり、特に、新たに金融機関からの借入れや大企業との取引を開始する場面において、適正な評価を受けにくい側面も見受けられます。
- そこで、創業間もない事業者や小規模事業者の成長性等について、第三者でも容易に判断することができるよう、定量的な視点だけでなく「定性的な視点」から、「共通尺度」で「客観的」に判断し、その結果を「わかりやすく」見える化するための評価書を発行します。
- 評価書を通じ、事業者が「自らの強み・弱みを把握」し、市場における信頼度を高めるための材料として活用することに加え、必要に応じ、評価結果に基づき、金融機関やその他支援機関による決め細やかな「経営支援」につなげていきます。

(2) 概要

- 「売上高・利益計画」や「新規性・独創性」など、「10項目の視点」により、総合的に評価します。
 - 5段階(1～5点)評価に加え、コメント欄に課題や今後のアドバイス等を記載します。
 - 評価により明らかになった課題の解決のため、札幌中小企業支援センターが継続的なフォローアップを実施するほか、希望者には、専門機関による経営支援（有料）を案内します。
 - 札幌市中小企業融資制度の利用に際し、金融機関への提出資料としてもお使いいただけます。
- ※ 評価結果は、あくまでも発行者（札幌中小企業支援センター）のひとつの見解です。評価書の発行が、融資の実行を確約するものではありません。

(3) 評価対象

○「札幌市内に主たる事業所」を有し、「成長や経営革新(※)」に取り組む意向があり、かつ、「概ね次のいずれかに該当」する者

- ・創業後5年未満の者
- ・小規模事業者
- ・金融機関が推薦する中小企業者

ただし、以下の項目に該当する者は、対象外とする。

- ・市税などの税金及び事業に要する経費の支払いを滞納している者
- ・政治的活動または宗教的活動を主たる事業目的とする者
- ・札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団暴力団員、その他これらに準ずる者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律において規定する営業を営む者

※ 成長や経営革新：新事業・新商品開発、新規顧客獲得、雇用増、海外展開、新店舗開設など

(4) 評価費用

○無料

※ただし、申込者の都合により、評価を打ち切った場合、それまでに発生した実費相当額は、申込者に負担いただきます。

※予算に達した時点で受付を終了させていただきます。

(5) 評価書発行に要する期間

○現地ヒアリングから概ね1か月から1か月半を予定していますが、申込み状況により時間を要する場合があります。

(6) 発行者

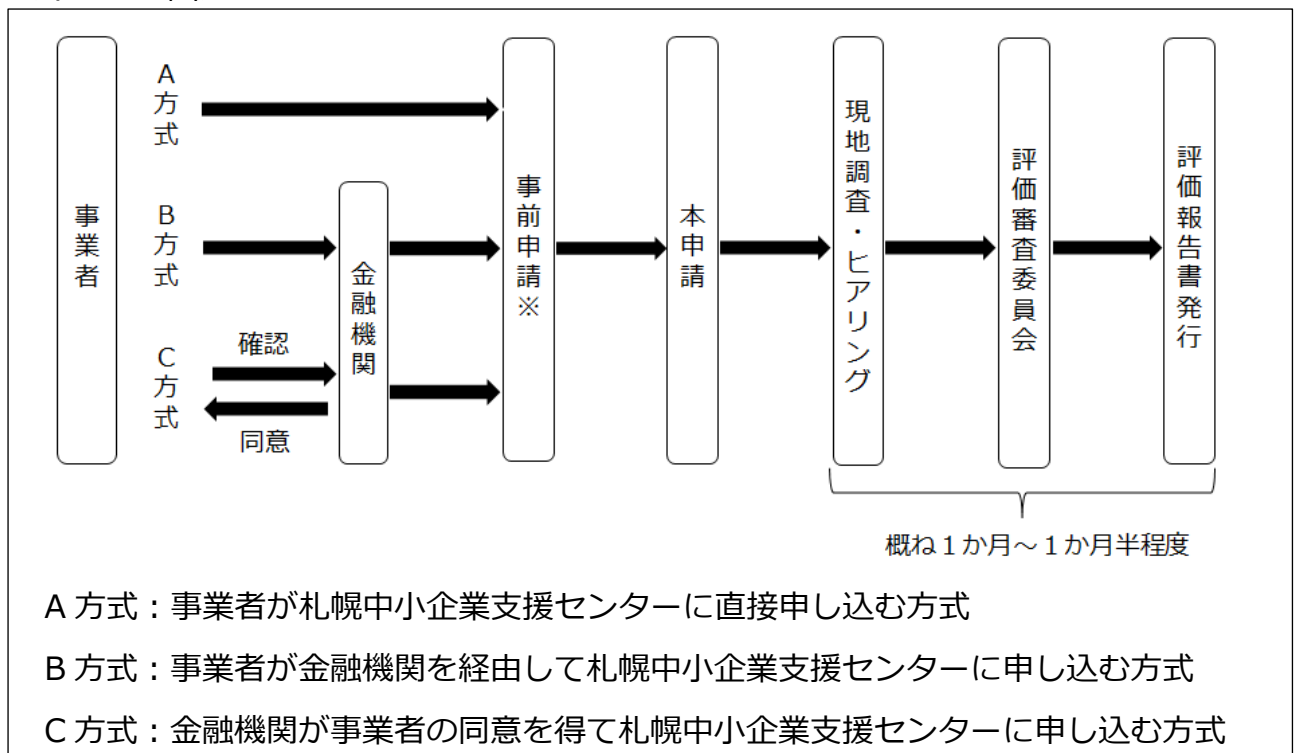
○札幌中小企業支援センター（一般財団法人さっぽろ産業振興財団）

2. 申込・評価フロー

(1) 申込から証明書発行まで

- 評価希望者が、札幌中小企業支援センターへ『さっぽろ版事業者評価書 事前申請書』を提出
 - ※ 評価を希望する「事業者から直接」または「金融機関経由」にて提出
 - ※ 金融機関が事業者の同意を得て、申し込むことも可能です。
- 札幌中小企業支援センターが要件審査を実施【可・否を判断】
 - ※ 事業者が取り組む「成長や経営革新等」の内容を審査
- 要件審査にて【可】と判断された事業者は、札幌中小企業支援センターへ『申請書』を提出
 - ※ 必要に応じて、札幌中小企業支援センターが申込書への記入をサポート
- 札幌中小企業支援センターが、高い専門性を有する中小企業診断士と連携し、「申請書の内容確認」及び「現地ヒアリング」を実施
- 申込者へ10項目毎に、5段階の評価（コメント含む）を示す評価書を交付
- 申込者が望む場合、浮き彫りになった課題等に対し、札幌中小企業支援センターがフォローアップするほか、希望者には、他の支援機関の支援メニュー（有料の支援を含む）を紹介

<イメージ図>



(2) 提出書類

○ 以下の表のとおり、各申込方式に応じて必要な書類をご提出ください。

様式		A方式	B方式	C方式
事前申請時	さっぽろ版事業者評価書 事前申請書	様式1-A	様式1-B	様式1-C
	情報の提供等に関する同意書	様式2-1	様式2-2 (B方式、C方式共通)	
	個人情報の取扱いに関する同意書	様式3-1	様式3-2 (B方式、C方式共通)	
	その他	決算書(3期分)、その他補足資料(会社案内、カタログ、報道結果等)など		
本申請時	さっぽろ版事業者評価書 申請書	様式4 (全方式共通)		
	その他	他機関からの経営評価等の結果、国・地方公共団体の補助事業等に係る申請書(写し)など		

(3) 評価方法

○以下のとおり5段階で評価を行います。3点をアンカーポイント(通常の企業であれば、当然期待されるレベル)とし、加点・減点を行います。

5 = 優れている

4 = 良いと評価できる

3 = 総合的に良いと評価はできるが、見直すべき、努力すべき項目が複数ある

2 = 見直すべき、努力すべき項目が多く、総合的に良いとは評価できない

1 = 高いリスクや重大な問題がある

○札幌中小企業支援センターが中小企業診断士とともに評価を実施します。

(4) 評価項目

大項目	小項目	評価の視点（一例）
経営管理力 （組織力）	①経営遂行 能力	1)経営者の統率力・決断力（リーダーシップ、管理能力、意思決定力） 2)経営者の先見力（視野の広さ、将来的なビジネスリスク等の認識） 3)バランス経営力（柔軟な思考、長所・短所の認識） 4)経営者の知識力・実績（当該分野での経験、スキル、知名度、ノウハウ） 5)経営者の意欲（事業への情熱、勤勉さ） 6)経営者の健康 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
	②人員・ 組織体制	1)経営理念や経営戦略、経営計画（短中長期）の有無、浸透度 2)従業員教育体制の充実度（組織力、個人力の向上） 3)後継者の有無、後継者・経営幹部の育成体制 4)効果的・効率的な組織体制（適正な社員数、社外とのネットワーク） 5)社員の満足度（離職率、教育体制、給与等、福利厚生） 6)コンプライアンスや社会、地域貢献活動の取組み（シニア、障がい者雇用等） ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
経営管理力 （財務力）	③財務内容・ 資金調達力	1)財務分析指標の同業界・同業種との比較（自己資本比率、借入金月 商倍率、流動比率、当座比率、手許流動性等） 2)資金計画の有無、その妥当性・採算性 3)資金面での縁故、スポンサー等の有無、金融機関からの借入れ条件 4)取引先の与信管理の体制 5)資金繰り表（キャッシュフロー）の作成 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
利益獲得力 （商材力）	④新規性・ 独創性	1)主力商材の優位性（新規性、特許、他社製品・自社製品との差別化） 2)主力商材に対する主要顧客や市場の満足度 3)新たな商材の開発意欲、開発力・体制 4)新規性に係る機密情報等の情報管理 5)業界トレンドや最新技術等の情報収集力 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
	⑤優位性・ 維持継続性	1)優位性（価格、コスト）の維持継続性（値引き要請の可能性） 2)優位性（知財、ブランド力）の維持継続性 3)主要顧客との密接度、主要顧客の経営状況 4)優位性を維持するための組織体制・予算 5)利益の源泉（開発力・技能）を継承する体制 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価

大項目	小項目	評価の視点（一例）
利益獲得力 （市場性）	⑥市場動向	1)ターゲットとする顧客や市場は明確か、規模・動向を分析しているか 2)当該市場の成長性・安定性（人口減少、アジアの脅威等） 3)当該業界自体の成長性 4)法規制や慣習、社会環境等の変化の可能性と市場への影響 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
	⑦競合関係	1)競合先に対する優位性、分析状況（5フォース分析） 2)業界内の地位、市場シェア 3)トラブル等の発生リスク（訴訟、権利侵害等） 4)アジア諸国からの安価な輸入、異業種からの参入障壁 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
利益獲得力 （競争力）	⑧販売方法・ 販売価格	1)営業力（人材、チーム）、販売チャネル（安定顧客、ネットワーク）、広告費 2)販売計画の有無、その妥当性・実現性 3)近年の新規顧客獲得に向けた取組み状況、実績 4)論理的な価格設定の仕組み（社内ルールの有無） 5)販売体制に対応する物流機能 6)クレーム対応、アフターサービスの体制 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
	⑨生産・ サービス体制	1)生産・品質・在庫・納期に係る管理体制（ISO、5S、量産体制） 2)労働生産性向上への取組み状況（外部委託、IT活用等） 3)施設・装備等の整備状況 4)差別化できる「製造ノウハウ、技術、サービスノウハウ」はあるか 5)重大な「労務災害」の発生の有無 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価
	⑩売上高・ 利益計画	1)財務分析指標の同業界・同業種との比較（売上高総利益率、売上高 経常利益率、総資本経常利益率、1人当たり経常利益、1人当たり 付加価値額等） 2)売上・利益目標の有無、その達成度・妥当性 3)売上原価や販売費、一般管理費等の妥当性 4)損益分岐点売上高比率の分析 5)月次試算表の作成 6)計数管理の有無 ※上記に加え、業種、企業特殊性からの視点で評価

(5) 注意事項

- 提出された書類等に虚偽の記載があった場合は、評価中の場合には評価の打ち切り、評価が終了している場合には、評価の取り消しを行う場合があります。
- 評価に際し、中小企業診断士によるヒアリング等を実施しますが、対応いただけない場合には、評価を打ち切らせていただく場合があります。
- 上記の場合を含め、申込者の都合により評価を打ち切った場合、それまでに発生した実費相当額は、申込者に負担いただきます。
- 期待する評価が得られないこともあります。評価結果に対する異議の申し立てには、一切応じられません。
- 申請書及び添付資料等については返却致しません。
- 評価書の内容を踏まえた融資や取引等の判断は、金融機関や取引先等の判断に委ねられるため、必ずしも融資の実行をお約束するものではありません。
- 本評価によって発生したトラブル等については、札幌中小企業支援センターは一切責任を負いません。